

第4回加美町まちづくり基本条例策定委員会資料

- 加美町まちづくり基本条例によるまちづくりのイメージ
- 加美町まちづくり基本条例の全体構成・骨格イメージ

日時：平成27年6月9日（火）午前10時～
場所：役場3階第1会議室

加美町まちづくり基本条例によるまちづくりのイメージと条例の全体構成・骨格イメージ

平成26年度実施

第2回加美町まちづくり基本条例策定委員会	まちづくりワールドカフェ第1回	まちづくりワールドカフェ第2回	まちづくり条例に関するアンケート調査
<p>日時：H26.11.28(金)14:00～ 議題：まちづくりへの住民参加について 内容：6ページ 【委員長まとめ】 <input type="checkbox"/>情報が共有されていないことが課題。 <input type="checkbox"/>場所や時間だけでなく、人のネットワークの中での集まりやすさもある。 <input type="checkbox"/>地域の状況に応じていろんな手を使っていかないといけない。 <input type="checkbox"/>まちづくりに関わる人をどう育てていくかが重要。</p>	<p>日時：H26.10.11(土)13：15～ テーマ：加美町の「10年後のありたい姿」を思い、描く 内容：7ページ 【テーブル】 <input type="checkbox"/>「環境の視点」 <input type="checkbox"/>「福祉・教育の視点」 <input type="checkbox"/>「産業の視点」 <input type="checkbox"/>中学生（住んでいいまち・訪れていいまち） <input type="checkbox"/>高校生（住んでいいまち・訪れていいまち）</p>	<p>日時：H27.3.8(日)10：00～ テーマ：まちづくりへの町民参加や協働の仕組みづくり 内容：8～11ページ 【テーブル】 <input type="checkbox"/>「若者の視点」 キーワード：つながり <input type="checkbox"/>「女性の視点」 キーワード：子ども <input type="checkbox"/>「高齢者の視点」 キーワード：交通 <input type="checkbox"/>「役場・議会の視点」 キーワード：タテ割り</p>	<p>時期：H26.7 調査概要：町民の協働のまちづくりに関する意識調査 内容：12～13ページ 【主な結果】 <input type="checkbox"/>まちづくりへの高い参加意識 <input type="checkbox"/>まちづくりには仕事等に支障がない程度での参加 <input type="checkbox"/>町民と行政の情報の共有 <input type="checkbox"/>町民・議会・行政の協働 <input type="checkbox"/>地域の問題は地域で解決</p>

今回

加美町まちづくり基本条例によるまちづくりのイメージ → 2ページ

加美町まちづくり基本条例の全体構成・骨格イメージ → 3～4ページ

加美町まちづくり基本条例によるまちづくりのイメージ

ふるさとには良かった、ふるさとに戻りたいと思えるようなまち
子どもたちが良い思い出を残せるまち

住民(町民・議会・事業者等)の役割

- まちづくりへ関心(参加)
- 得意分野で活躍
- ボランティアな気持ちで解決
- 開かれた議会づくり(議会) など

- ・目標の共有と役割の認識
- ・情報の共有
- ・協働

まちづくりへの参加の仕組み

様々な場を通して
つながり合う地域社会

行政の役割

- 情報による横の連携
- 地域への職員の参画
- 気軽に話せる場、雰囲気づくり
- 職員の意識改革 など

まちづくりサポーター

- 先生など第三者から提案を受ける など

協力・連携

協力・連携

基本ルール

※住民・まちづくりサポーター・行政の関係は、総合計画の「まちづくりの役割」より

加美町まちづくり基本条例の全体構成・骨格イメージ

	条例の全体構成	町民意見等の分類による骨格イメージ
まちづくりの考え方	<ul style="list-style-type: none"> □前文（条例策定の趣旨等） □総則（目的、定義、条例の位置づけ等） □まちづくりの基本理念及び基本原則 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">基本的な考え方</p> <p>【参考となる住民意見（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさは良かった、ふるさに戻りたいと思えるようなまちづくり。 ・子どもたちが良い思い出を残せる環境づくり。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">基本となるルール</p> <p>【参考となる住民意見（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの目標を共有し、互いの役割を認識して行動する。 ・町民と行政の情報の共有。 ・住民・議会・行政の協働。 </div>
まちづくりの主体	<ul style="list-style-type: none"> □町民（町民の権利及び役割） □議会（議会の役割） □町（町の役割） □外部の人材（外部の人材の活用） 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">町民の役割</p> <p>【参考となる住民意見（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりへ関心（高い参加意識、仕事等に支障がなければ参加、地域の問題は地域で解決）。 ・得意分野で活躍する（していただく）。 ・ボランティアな気持ちで解決する。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">議会の役割</p> <p>【参考となる住民意見（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開かれた議会づくり（情報公開、意見を聞く場の設定、若者等が議会を傍聴できる雰囲気づくり、夜間・土日の議会開催） </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">行政の役割</p> <p>【参考となる住民意見（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦割りから情報共有による横の連携。 ・地域への職員の参画。 ・気軽に話せる（相談できる）場、雰囲気づくり。 ・職員の意識改革。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 35%;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">まちづくりサポーター</p> <p>【参考となる住民意見（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先生など第三者から提案を受ける。 </div> </div>

	条例の全体構成 ←	町民意見等の分類による骨格イメージ
まちづくりの仕組み	<input type="checkbox"/> 情報の共有（情報共有、情報公開、個人情報保護） <input type="checkbox"/> 参画と協働によるまちづくり（まちづくりへの町民の参加・参画、人材の育成、まちづくり活動団体への支援等）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">情報発信の方法</p> <p>【参考となる住民意見（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動を充実する。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">まちづくりへの参加の仕組み</p> <p>【参考となる住民意見（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 得意分野で活躍していただく。 ・ 住民の意見を具体化させる。 ・ 女性を含めた若い人たちが成功体験を感じる仕組みづくり。 ・ 多くの参加パターン（時間、場所等）を作って実施する。 ・ 住民が参加できる範囲（小さな事）で実施する。 ・ 人が集まる場をつくる（世代間交流、若者が活動する場、母親が子どもを連れていきやすい場、子育て等の相談ができる場、高齢者が知識と技術を活かせる場）。 ・ 様々な人のつながりをつくる。 ・ 若者が地域に興味を持つ環境づくり。 ・ 子どもの頃から参加できる環境づくり。 ・ 女性が家庭で担う役割の変化（家庭内協力）。 <p>【既存事業（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民提案型まちづくり事業（住民主体のまちづくり事業への補助） </div>
その他	<input type="checkbox"/> 条例の見直し（条例の検証、見直し）	

宮城県内のまちづくり基本条例 構成比較表

亶理町まちづくり基本条例	東松島市まちづくり基本条例	登米市まちづくり基本条例	柴田町住民自治によるまちづくり基本条例	大崎市話し合う協働のまちづくり条例
前文	前文	前文	前文	前文
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	{1条} 目的
{1条} 目的	{1条} 目的	{1条} 目的	{1条} 目的	{2条} 定義
{2条} 用語の定義	{2条} 用語の定義	{2条} 定義	{2条} 位置付け	{3条} 基本理念
{3条} 条例の位置づけ	{3条} 基本理念と原則	{3条} 条例の位置付け	{3条} 定義	{4条} 協働原則
第2章 まちづくりの基本理念等	第2章 権利と役割	第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則	第2章 まちづくりの基本理念	{5条} 話し合いの原則
{4条} まちづくりの基本理念	{5条} 市民の権利	{4条} まちづくりの基本理念	{4条} 基本理念	{6条} 話し合いの場づくり
{5条} まちづくりの目標	{6条} 市民の役割	{5条} まちづくりの基本原則	第3章 まちづくりの考え方	{7条} 情報の共有
第3章 まちづくりの基本原則	{7条} 議会の役割	第3章 まちづくりを担う主体の権利及び役割	第1節 参加及び協働によるまちづくり	{8条} まちづくりの継続
{6条} 協働の原則	{8条} 議員の役割	{6条} 市民の権利	{5条} まちづくりの基本	{9条} 市民の役割
{7条} 情報共有の原則	{9条} 市長の役割	{7条} 市民の役割	{6条} まちづくりの主役及び担い手	{10条} まちづくり団体の役割
第4章 まちづくりにおける権利と責務	{10条} 職員 の役割	{8条} 市の役割	{7条} 参加によるまちづくり	{11条} 行政の役割
第1節 町民	第3章 情報の共有	{9条} 議会の役割	{8条} 協働によるまちづくり	{12条} 検証
{8条} 町民の権利	{11条} 情報共有	第4章 市民の参加・参画及び支援	{9条} 町外との交流及び連携によるまちづくり	
{9条} 町民の責務	{12条} 情報公開	{10条} 市民の参加・参画	{10条} まちづくりを支える情報共有	{住民投票の規定なし}
第2節 議会	{13条} 個人情報保護	{11条} 将来を担う人材の育成	第2節 担い手の役割	
{10条} 議会の責務	{14条} 説明責任	{12条} コミュニティ組織等	{11条} 住民の役割	
第3節 町	{15条} 要望等への対応	{13条} 市民活動団体等の活動環境の整備	{12条} 地域コミュニティの役割	
{11条} 町長の責務	第4章 市政運営	第5章 情報の共有	{13条} 住民活動団体の役割	
{12条} 町の責務	{16条} 総合計画等との関係	{14条} 情報共有	{14条} 事業者の役割	
{13条} 職員 の責務	{17条} 事務事業実施等における原則	{15条} 情報公開	{15条} 議会及び議員の役割	
第5章 まちづくりの基本原則に基づく仕組み	{18条} 危機管理体制の確立	{16条} 個人情報保護	{16条} 行政機関、町長及び職員 の役割	
{14条} 多様な参加と協働の機会の拡充	第5章 参画及び協働	第6章 行政運営	第4章 まちづくりを進める方法	
{15条} 附属機関への参加	{19条} 市政への市民参画	{17条} 総合計画	第1節 まちの将来像	
{16条} 総合発展計画等の策定	{20条} まちづくり提案制度	{18条} 財政運営	{17条} まちの将来像とまちづくり	
{17条} まちづくり推進委員会の設置	{21条} 附属機関等の委員の公募	{19条} 行政評価	{18条} 基本構想の策定方法	
第6章 国や他の地方公共団体との連携	{22条} 市民公益活動	{20条} 国等との連携	{19条} 基本構想を実現するための基本計画等	
{18条} 国や他の地方公共団体と連携	{23条} 地域自治組織の設置	第7章 危機管理	第2節 地域コミュニティ	
第7章 条例の見直し	{24条} 地域自治組織の活動	{21条} 危機管理	{20条} 地域コミュニティの運営	
{19条} 条例の見直し	{25条} 活動支援等	{22条} 災害等発生時における対応	{21条} 地域の将来像づくり	
第8章 雑則	第6章 その他	第8章 条例の検討及び見直し	{22条} 地域計画づくり及び実行	
{20条} 委任	{26条} 広域連携	{23条} 条例の検討及び見直し	{23条} 地域コミュニティへの行政支援	
{住民投票の規定なし}	{27条} 条例の見直し	{住民投票の規定なし}	第3節 行政運営	
	{28条} 補則		{24条} 行政運営における情報共有の促進	
	{住民投票の規定なし}		{25条} 行政運営の透明化	
			{26条} 行政運営への参加の促進	
			第4節 協働の推進	
			{27条} 協働の進め方	
			{28条} 協働の継続及び発展	
			{29条} 協働を促進する環境づくり	
			第5章 まちづくりに参加する制度等	
			{30条} まちづくり提案制度	
			{31条} まちづくり推進センター	
			{32条} 住民投票制度	
			第6章 条例の推進	
			{33条} 基本条例審議会	
			{34条} 条例の見直し	
			第7章 雑則	
			{35条} 委任	

第2回加美町まちづくり基本条例策定委員会 意見等のまとめ

議題：まちづくりへの住民参加について

町民の現状と課題

【全体】

- ・町民自身が問題を抱えていない。
- ・若者や女性などそれぞれにコミュニティがある。
- ・人によって参加しやすい時間帯と場所がある。
- ・土日に仕事をしている人が多い。
- ・参加したところでどう変わるのかという実感が無い。
- ・加美町民として一つになれていない。
- ・少子高齢化の進行。
- ・ライフスタイルが変化している。
- ・成功事例が必ずしも全てに当てはまるとは限らない。
- ・全員（地域）に何かを同じように求めるのは難しい。出来る人にしかできない。

【家庭】

- ・家庭内では男性が会議等に出席することになっている。
→女性の参加が少ない。
- ・家庭内のコミュニケーションがあり、休日は家族で出かける。

【女性】

- ・女性は子育てや仕事で参加できない。

【高齢者】

- ・高齢者は長年住み慣れたところを何とかしようと思っている。

【若者】

- ・若者は関心がない。

【行事等】

- ・参加者集めには声掛けをするようにしている。
- ・小さい行政区は人が限られ、大きい行政区はコミュニケーションに限界があって声をかけづらい。
- ・行事へ子どもを参加させている。→親と祖父母が参加する。
- ・行事への参加は行政区毎に参加者を割り当てている。
- ・行事の商品を増やすと参加者が増えた。
- ・PTAはいろんな事情で集まらない。
- ・PTAや地域コミュニティ、スポーツ少年団活動などは活発である。

委員長まとめ

- ・行政や各団体等の中で情報が共有されていないことが課題。
- ・集まりやすさは大事で、場所や時間だけの問題ではなく、人のネットワークの中での集まりやすさもある。
- ・それぞれの地域の状況に応じていろんな手を使っていかないといけない。
- ・まちづくりに積極的に関わってもらえる人をどう育てていくかが重要。

行政の現状と課題

- ・住民の情報が伝わっていない。
- ・若者が興味を引くような周知がない。→若者の参加が少ない。
- ・町民が関係ないこととってしまう周知。→限られた人の参加。
- ・審議会等から出た意見を吸い上げていない。

まちづくりへの参加のために

- ・得意分野で活躍していただく。
- ・広報活動を充実（広報車等）する。
- ・住民の意見を具体化させる。
- ・懇談（会議）のテーマを明らかにする。
- ・女性を含めた若い人たちが成功体験を感じる仕組みづくり。
- ・様々なコミュニティから意見集約できる体制づくり。
- ・多くの参加パターン（時間、場所等）を作って実施する。
- ・町民の一体感（輪）づくり。
- ・先生など第三者から提案を受ける。
- ・出来る範囲（参加できる町民）で実施する。
- ・金ではなく、ボランティアな気持ちで解決する。
- ・それぞれの地域やコミュニティに適した方法で実施する。
- ・ふるさとは良かった、ふるさどに戻りたいと思えるようなまちづくり。
- ・子どもたちが良い思い出を残せる環境づくり。
- ・町に戻ってきても違和感なく住民と交流ができる環境づくり。

参考意見

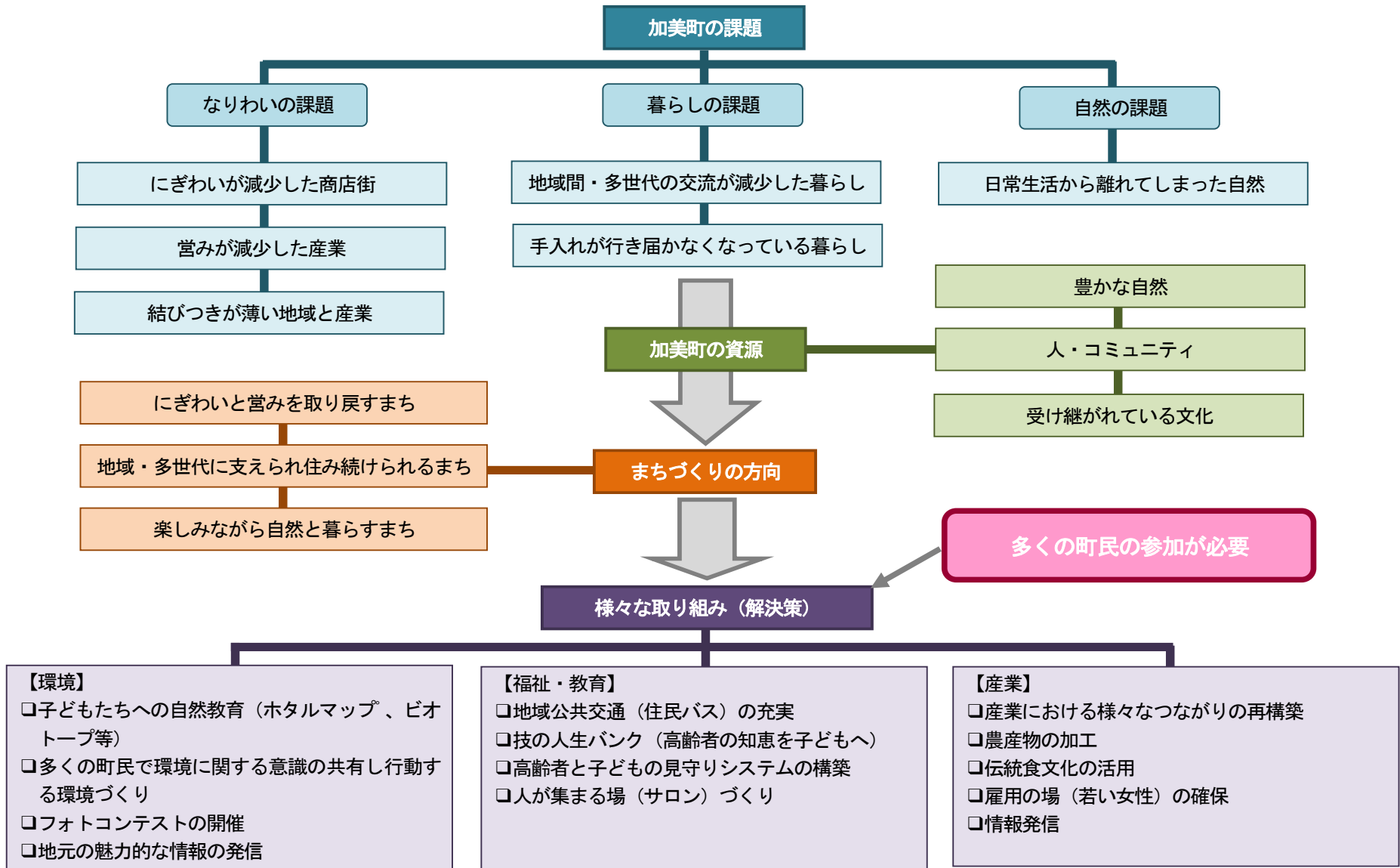
【コミュニティ】

- ・コミュニティ推進協議会の機能や役割を強化していくことが大事。
- ・学校と公民館、行政区等が各世代の考えを共有し、連携して地域の課題を解決する場を作る。
- ・公民館も地域づくりに目を向けた事業で地域をマネジメントする仕組みが必要。
- ・若者等多様な人たちが担える地域コミュニティづくり。
- ・行政ではコミュニティ担当制の導入が必要。

【若者政策】

- ・若者と高齢者が交流できる環境づくり。

ワークショップ等で出された意見のまとめ
【まちづくりワールドカフェ第1回、ワークショップ(景観まちづくり等)】



まちづくりワールドカフェ第2回 意見等のまとめ①

テーマ：まちづくりへの町民参加や協働の仕組みづくり
 ～若者・女性・高齢者・役場・議会の立場になって考える～

若者

問題・課題

- 情報が伝わらない
- コミュニケーションの場がない
- 時間がない

- 情報を得ようとしていない
- ↓
- 町や地域のことが分からない
- つながりがない

□関心を持たない

解決策

- SNSを活用する
- 地域の良さを伝える
- 話せる・活動できる・参加できる場をつくる
- 地域との関わり（交流）をつくる
- 休日などを利用する

○地域に興味を持つ環境をつくる

- 全ての人が関われる場をつくる
- 小さなことでも参加できる環境をつくる
- 子どもの頃から参加できる環境をつくる
- 若者で活動する機会をつくる
- 若者がUターンできる環境をつくる

まちづくりへの参加

まちづくりワールドカフェ第2回 意見等のまとめ②

テーマ：まちづくりへの町民参加や協働の仕組みづくり
 ～若者・女性・高齢者・役場・議会の立場になって考える～

女性

問題・課題

〔 時間 〕

□家庭で担う役割が多い【時間がない】
 ・家事や介護など

〔 場所 〕

□集まる場所がない
 ・子どもを連れていける場
 ・他の人と接する場
 ・女性が関われる場

〔 興味・人との関係 〕

□興味のある集まりがない
 ・行事、イベント

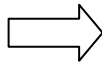
□つきあい（関わり）がない
 ・近所づきあい
 ・友達づきあい

解決策

□家庭で担う役割の変化
 ・女性が担う役割の理解
 ・家庭内協力
 ・家庭内での会話

□場づくり
 ・子どもを連れていきやすい場
 ・託児所
 ・PTAによる話し合いの場
 ・子育て等の相談の場

□興味・関係づくり
 ・魅力ある会合
 ・共通の趣味の集まり
 ・参加しやすい時間設定
 ・お嫁さん同士の集まり
 ・指名制による参加
 ・女性が参加しやすい環境づくり



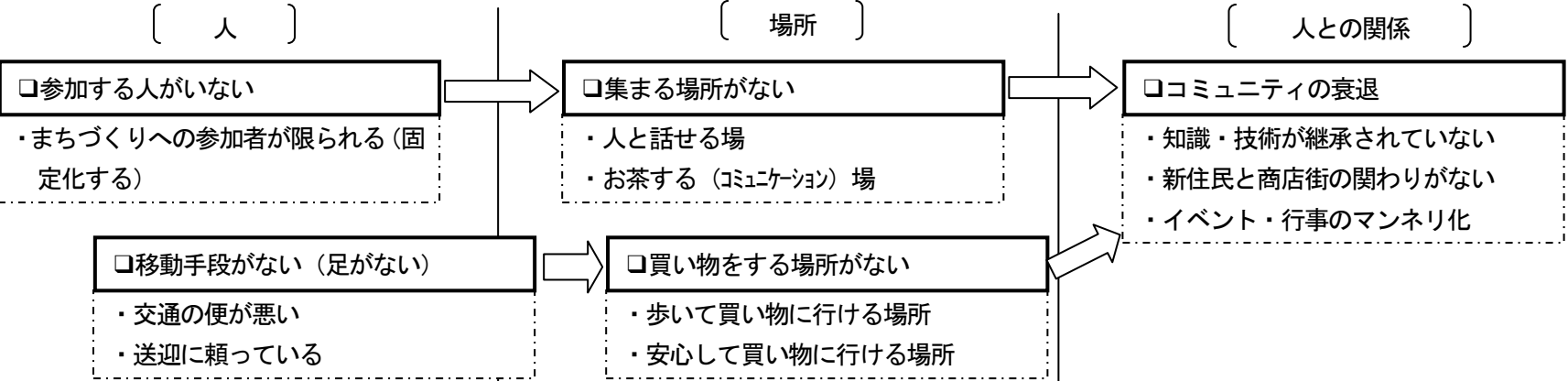
まちづくりへの参加

まちづくりワールドカフェ第2回 意見等のまとめ③

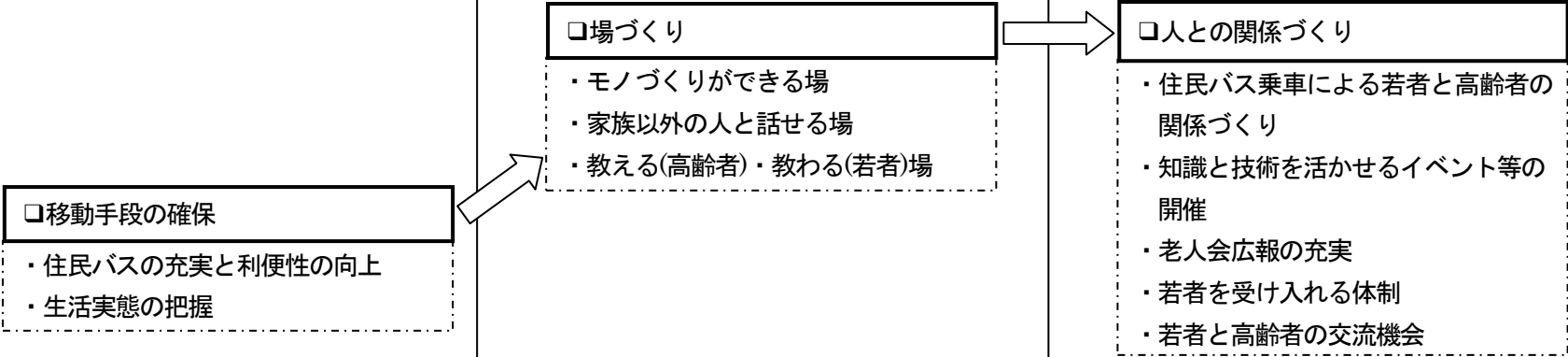
テーマ：まちづくりへの町民参加や協働の仕組みづくり
 ～若者・女性・高齢者・役場・議会の立場になって考える～

高齢者

問題・課題



解決策



まちづくりへの参加

まちづくりワールドカフェ第2回 意見等のまとめ④

テーマ：まちづくりへの町民参加や協働の仕組みづくり
～若者・女性・高齢者・役場・議会の立場になって考える～

役場

縦割りから情報共有による横の連携	継続性と専門性	リーダーシップとコスト意識	対話の環境づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有 ・横の連携の強化 ・異業種との交流 ・課の集約 ・地域への職員の参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性を育む ・地域への職員の関わり ・民間ノウハウの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・首長のリーダーシップ ・ソフト事業、支援事業に予算配分 ・住民主体 	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に話せる場、雰囲気づくり ・分かりやすい言葉遣い ・冷たく固いイメージの払拭 ・サービス産業としての意識 ・相談しやすい環境づくり ・職員の意識改革

議会

開かれた議会づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・情報の公開 ・意見を聞く場 ・女性、若者も議員になれる環境 ・若者が議会を傍聴できる雰囲気 ・夜間や土日の議会開催

まちづくり条例に関するアンケート調査結果概要

実施時期：平成 26 年 7 月、回収率：35%（全世帯調査）

問：地域を自分たちで住み良くしていこうとする考え方についてどう思うか？

全体では、「共感する」が 55%と半数を占め、「どちらかといえば共感する」が 36%となつています。

職業別では、「商工業・サービス業」と「会社・団体役員」が「共感する」で 62%と高く、「アルバイト・パート」は 46%と低くなつています。

問：行政区活動やコミュニティ活動、ボランティア活動など、町民自ら行う活動は、地域を良くすることにつながっているか？

全体では、「思う」が 54%、「どちらかといえば思う」が 31%となつており、多くの人が町民自ら行う活動が地域を良くすると考えています。

年代別では、30 歳代が「思う」で 41%と最も低く、20 歳代と 40 歳代も 46%と低くなつています。

職業別では、「会社・団体役員」が「思う」で 62%と高くなつています

問：行政区活動やコミュニティ活動、ボランティア活動など、町民自ら行う活動に参加したいと思えますか？

全体では、「仕事やプライベートに支障がない程度で参加したい」が 40%と最も高い割合を占めており、次いで「参加している」が 27%となつています。

年代別では、年齢が高くなるにつれて「参加している」と「参加したいと思う」の割合が高くなつています。年齢が低くなると「仕事やプライベートに支障がない程度で参加したい」の割合が高くなつています。

職業別では、「農林漁業」「会社・団体役員」「専業主婦・主夫」が「参加している」の割合が高くなつています。また、「商工業・サービス業」「会社員・公務員・団体職員」「アルバイト・パート」は「仕事やプライベートに支障がない程度で参加したい」の割合が高くなつています。

地区別では、宮崎地区が「参加している」で 34%と高くなつています。

問：地域を自分たちで住み良くしていくために、①町民が自分たちで決めて、自分たちで行動することは必要だと思いますか？

全体では、「必要」が47%、「どちらかといえば必要」が44%となっており、高い割合を占めています。

年代別では、年齢が低くなるにつれて「必要」の割合が低くなっています。職業別では、「アルバイト・パート」が「必要」で38%と低くなっています

問：地域を自分たちで住み良くしていくために、②町民と行政が互いに情報を共有することは必要だと思いますか？

全体では、「必要」が73%と高い割合を占め、次いで「どちらかといえば必要」は23%となっています。

問：地域を自分たちで住み良くしていくために、③行政が行う事業の企画・実施・評価に町民が参加することは必要だと思いますか？

全体では、「必要」が51%と約半数を占めており、「どちらかといえば必要」が39%となっています。約1割の人が「あまり必要ではない」「必要ではない」と考えています。年代別では、20歳代が35%と低くなっています。地区別では、宮崎地区で57%と他地区より高くなっています

問：地域を自分たちで住み良くしていくために、④町民・議会・行政が互いに協力することは必要だと思いますか？

全体では、「必要」が69%と高い割合となっており、次いで「どちらかといえば必要」が26%となっています。

問：地域を自分たちで住み良くしていくために、⑤高齢者の生活支援や防犯などの地域の問題が、地域で解決できることは必要だと思いますか？

全体では、「必要」が67%と高い割合となっており、次いで「どちらかといえば必要」が29%となっています。

年代別では、「必要」が40歳代で73%、次いで70歳以上が69%と高くなっています。最も低いのが30歳代の59%となっています。

職業別では、「会社・団体役員」が78%と高くなっています